

こんなことでお悩み、 お困りではありませんか？

「雇用」
すると
どうなるの？

就業規則、
雇用契約書って？

労働時間の管理は
どうしたらよいの？

労働保険、社会保険って
加入しなければならないの？

相談できる専門家が
いてほしい。

行政手続きが
複雑でわかりにくい。

人事・労務管理の
法律知識がない。

従業員とトラブルが発生！
どこに相談したらよいの？

「雇用」した
後は
どうするの？

社労士の業務は 多岐にわたります！

マイナンバー対応

社会保障分野の専門家としてマイナンバーの取り扱いについて、法令を遵守し、適切な安全管理措置を講じるとともに、企業が講じなければならないマイナンバーへの対応について適切にサポートします。

経営労務診断サービス

企業の人事・労務管理に関する情報を社労士が確認・診断し、その結果を企業情報ウェブサイト「サイバー法人台帳ROBINS」に掲載し、企業の労務管理の健全性を広くアピールするお手伝いをします。

社労士に相談・業務依頼をしたいときは…

全国47都道府県に設置されている社会保険労務士会にお問い合わせいただくか、全国社会保険労務士会連合会ホームページの「社労士会リスト」(www.shakaihokenroumushi.jp/footer/list/)をご覧ください。

社労士は国家資格者です。

信頼できる身近なアドバイザーとして、お気軽にご相談ください。

お問い合わせ

社会保険労務士東京福寿事務所

支えます！ 職場の安心 企業の未来
社会保険労務士

人事・労務管理も

社労士にご相談ください

職場や企業の悩みは、

社会保険労務士(社労士)にお任せください。



全国社会保険労務士会連合会

JAPAN FEDERATION OF LABOR AND SOCIAL SECURITY ATTORNEY'S ASSOCIATIONS



社労士は 複雑・多岐にわたる諸手続を、 皆さまに代わって 円滑かつ的確に行います。

職場での複雑な手続をサポート

企業において、労働社会保険への適正な加入は、従業員が安心していきいきと働ける職場環境づくりには欠かせないものです。また、CSR(企業の社会的責任)やコンプライアンス(法令順守)の視点からも大変重要です。

労働社会保険の諸手続は、制度の複雑化に伴い、事業主の皆さまにとって、大きな負担となっています。社労士はこの業務を代行することで、諸手続にかかる時間や人件費を大幅に削減します。

労働社会保険の適用

労働者名簿、
賃金台帳の調整

労働保険の年度更新

就業規則の作成、変更

社会保険の算定基礎届

各種助成金などの申請

労働社会保険
手続業務

職場のトラブルを円満に解決

裁判によらないで、労使双方の話し合いに基づき、あっせんや調停、あるいは仲裁などの手続によって紛争の解決を図ることをADR(裁判外紛争解決手続)といいます。

ADRに関する研修を修了し、国家試験に合格した特定社会保険労務士(特定社労士)は、トラブルの当事者の言い分を聴くなどしながら、労務管理の専門家である知見を活かして、個別労働関係紛争を「あっせん」という手続により、簡易、迅速、低廉に解決します。

あっせん申立てに関する
相談及び手続

代理人として意見を陳述

相手方との和解のための交渉
及び和解契約の締結の代理

紛争解決
手続代理業務

「ヒト」に関する 専門家として

「ヒトを大切に経営」を実現するため、良好な労使関係を維持するための就業規則の作成・見直しをお手伝いします。また、労働者の皆さまが納得して能力を発揮できるような賃金制度の構築に関するアドバイスなど、人事・労務管理の専門家の目でそれぞれの職場にあった、きめ細やかなアドバイスを行っています。

雇用管理・人材育成
などに関する相談

人事・賃金・労働時間
の相談

経営労務監査

労務管理の
相談指導
業務

社労士 主な業務

補佐人の
業務

年金相談
業務

裁判の場でも 信頼に応えます

社労士は補佐人として、労働社会保険に関する行政訴訟の場面や、個別労働関係紛争に関する民事訴訟の場面で、弁護士と共に裁判所に出頭し、陳述することができます。依頼者は、相談の段階から支援を受けてきた社労士が訴訟の対応にあたることで、安心して訴訟による解決を選択することができます。

裁判所において、補佐人として
弁護士とともに出廷し意見を陳述

公的年金に関する 唯一の国家資格者

日本は「国民皆年金」として、原則全ての人が年金制度に加入します。法改正のたびに複雑化している年金制度について、社労士は、国民の皆さまの年金に関する権利を守る立場から、相談に応じています。

また、必要に応じて各種事務手続をお手伝いすることで、年金に関するワンストップサービスを提供しています。

年金の加入期間、
受給資格などの確認

裁定請求書の
作成・提出



社労士とは…

労働・社会保険に関する法律、人事・労務管理の専門家として、企業経営の3要素(ヒト・モノ・カネ)のうち、ヒトの採用から退職までの労働・社会保険に関する諸問題、さらに年金の相談に応じる、ヒトに関するエキスパートです。